門 司 警 察 署 の 交 通 指 導 取 締 り 指 針

次の路線、地域、時間帯を重点に交通指導取締り活動を推進します。
なお、県警の活動重点である「飲酒運転・交通事故抑止対策の推進」に基づき、管内全域で、時間帯に捉われず、飲酒運転や横断歩行者等妨害、速度超過などの重大事故に直結するおそれの高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを強化しています。
※ 重点以外の交通違反、取締り路線、地域、時間帯であっても、運転者の遵法精神を喚起するための交通指導取締りをランダムに取り入れることで、交通事故の抑止を目指します。

速度超過の取締り重点

	路線・地域	時間帯	規制速度
速度超過	国道３号（西門司地区）	午前７時から午後７時	４０～５０ｋｍ/ｈ
	県道門司行橋線	午前７時から午後７時	４０～５０ｋｍ/ｈ
	県道新門司港大里線	午前７時から午後６時	４０～５０ｋｍ/ｈ

管 内 の 交 通 事 故 発 生 状 況 及 び 重 点 路 線 等 の 選 定 理 由

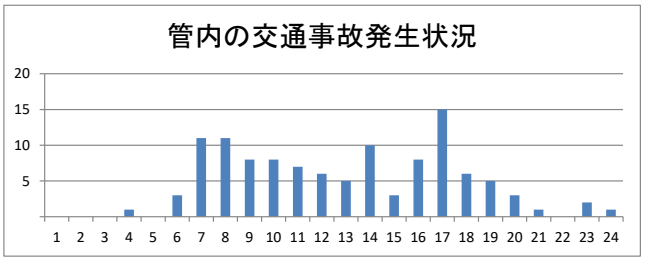

路 線 等 別 交 通 事 故 発 生 状 況

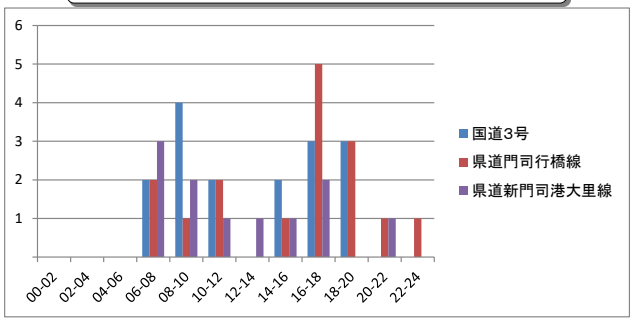

交通事故発生状況

○ 管内では、午後5時台に最も多く交通事故が発生しており、全体として
午前7時から午後7時
の時間帯に事故が多発しています。

○ 事故多発路線は
国道3号、県道門司行橋線、県道新門司港大里線
で、上記3路線で管内の交通事故全体の約38%が発生しています。

○ 事故多発地域としては、
西門司校区
で、同小学校の通学路周辺で事故が多発しています。

重点路線等の選定理由

○ 重点路線
上記重点路線は管内の主要道路で人車ともに通行量が多く、 交差点が連続し、速度超過に起因する事故が発生すれば大事故へとつながることから、速度超過の取締り重点路線とします。

○ 重点地区
上記重点地区は事故多発地域周辺で、幹線道路と生活道路があり、学校等も多いことから重点地域とします。

※ 児童、高齢者の安全な通行を確保するため**管内の通学路、生活道路においても取締りを強化**します。

横断歩行者等妨害等の取締り重点

	路線・地域	時間帯
横断歩行者等妨害等	門司港交番	午前１０時から午後５時
	大里交番	午前７時から午後５時

車 両 対 歩 行 者 に よ る 交 通 事 故 発 生 状 況 及 び 重 点 路 線 等 の 選 定 理 由

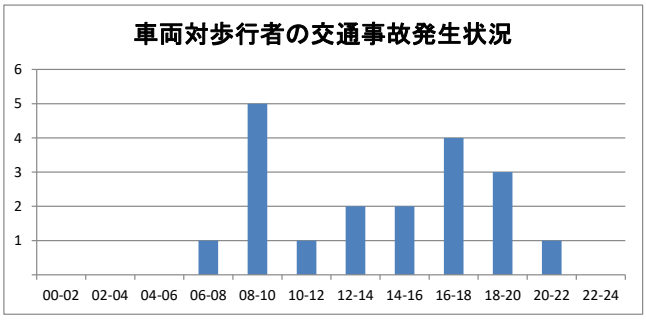

重点路線等の選定理由

○ 昼間帯の午前8時から午後8時の時間帯に事故が多発しています。

○ 事故類型別で見ると、横断歩道を横断中による事故が多く発生しています。

○ 事故多発地域としては、大里交番管内、次いで門司港交番管内となっています。

※ 交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、**上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化**します。

自転車の取締り重点

	路線・地域	時間帯	取締り罪種
自転車	門司港交番	午前１０時から午後６時	一時不停止・信号無視・通行禁止
	西門司管内	午後２時から午後５時	一時不停止・信号無視・通行禁止

自転車関連事故の発生状況及び重点路線等の選定理由

交番別自転車関連事故発生状況

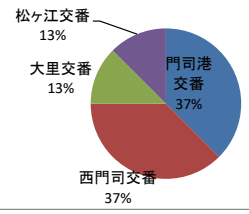

重点路線等の選定理由

○ 門司交番及び西門司交番の自転車が関連する事故が増加しています。

○ 事故類型別で見ると、交差点が関連する事故が増加しています。

※ 交通事故の発生状況、取締り要望等の状況によっては、上記以外の地域、時間帯であっても取締りを強化します。

上記以外にも、悪質・危険な違反に重点を置いた交通指導取締りを管内全域で実施しています。

門司警察署管内

○ 速度超過の取締り重点路線・地域
　国道3号（西門司地区）、県道門司行橋線、県道新門司港大里線

○ 横断歩行者等妨害等取締りの重点路線・地域
　門司港交番管内、大里交番管内

○ 自転車の取締り重点路線・地域